

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

朝食から花粉症対策まで、多様化する福利厚生 「健康経営」と「生産性向上」の両立がカギ

企業業績に直接的には貢献しづらいものの、決して軽視できないのが社員の福利厚生。無料のカフェテリアやジム、診療所を社内に完備するGoogleの取り組みが注目を集めたように、福利厚生の充実が企業イメージを向上し、さらに採用活動などにも影響する。最近では「健康経営」「生産性向上」が企業経営の重要なキーワードになっており、それらに直結する取り組みが出てきた。

例えば「朝食」の摂取が社員のパフォーマンス発揮に重要であるとの認識が広がる中、ユニークな福利厚生を生み出したのが、市場調査大手のマクロミルだ。プロと共同開発したオリジナルの健康朝食を無料提供しつつ、社内交流の促進にも活用。「出身や住まいが同じ地域の人」「趣味が同じ人」などのテーマで参加者を募り、朝食を楽しみつつ従業員間のコミュニケーションを図る。個々の健康を考えつつ、社内を活性化して組織の体づくりにもつなげているところが興味深い。

この時期に苦しむ人が多い花粉症対策を福利厚生で行うのがヤフーだ。「花粉症対策フロア」を設置し、10秒で花粉を落とせるエアシャワーと空気清浄機を完備した。社内に花粉が持ち込まれると業務パフォーマンスにも影響が出るため、有効な取り組みといえよう。今回挙げた事例は一定のコストを要するが、ちょっとした工夫で従業員の健康をサポートし、生産性向上に寄与できる取り組みは色々と考えられるだろう。

税務会計

司法書士への源泉徴収方法には注意を 税理士や弁護士とは異なる税額計算

源泉徴収義務者が、税理士や弁護士、司法書士などに報酬・料金を支払う際には、所得税と復興特別所得税を源泉徴収しなければならないが、税理士や弁護士などに対する報酬等と、司法書士や土地家屋調査士などに対する報酬等とは、源泉徴収の方法が異なるので注意が必要だ。

源泉徴収の対象となるものについては、報酬・料金に加えて、謝金、調査費、日当、旅費などの名目で支払われるものもすべて含まれる。しかし、支払う側の会社などで、直接負担した旅費や宿泊費などのうち、通常必要な範囲の金額であれば、報酬・料金には含めなくてもよい。

具体的な源泉徴収の方法として、税理士や弁護士などの報酬・料金の場合は、(1)支払金額が100万円以下は「支払金額×10.21%」、(2)支払金額が100万円超は「(支払金額-100万円)×20.42%+10万2,100円」で計算した金額が、源泉徴収すべき所得税額となる。例えば、150万円の弁護士報酬を支払う場合には(2)の式を用いて「(150万円-100万円)×20.42%+10万2,100円」で算出した20万4,200円が源泉徴収すべき税額となる。

一方、司法書士や土地家屋調査士などの場合は、同一人に対して1回(件)に支払われる金額から1万円を差し引いた残額に、10.21%の税率を乗じて算出する。例えば、1件の委託契約に5万円を支払う場合は、「(5万円-1万円)×10.21%」、つまり4,084円が源泉徴収する税額となる。

今週のキーワード

福利厚生

労働力の確保・定着、勤労意欲や能率を向上させる効果を期待して企業が従業員に提供する施策や制度。社会保険の事業主負担など、法律で義務付けられた「法定福利」と、任意で実施する「法定外福利」がある。交通費負担や住宅手当、育休などは後者。